

朝来市耐震改修促進計画

平成29年3月

朝来市

目 次

1	計画概要	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画期間	1
2	朝来市で今後発生が想定される地震の規模と被害の状況	2
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1)	住宅耐震化の現況と目標	9
(2)	多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	10
4	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1)	基本的な取り組み方針	11
(2)	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	11
(3)	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	12
(4)	大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	12
(5)	優先的に耐震化を推進すべき建築物	12
(6)	地震発生時に通行を確保すべき道路	13
5	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1)	相談体制の整備	14
(2)	自治会等との連携	14
(3)	関係団体との連携	14
6	建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	
	14

1. 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月策定）を勘案し、策定する。

本計画では、市内の現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

【参考】国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）概要

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。

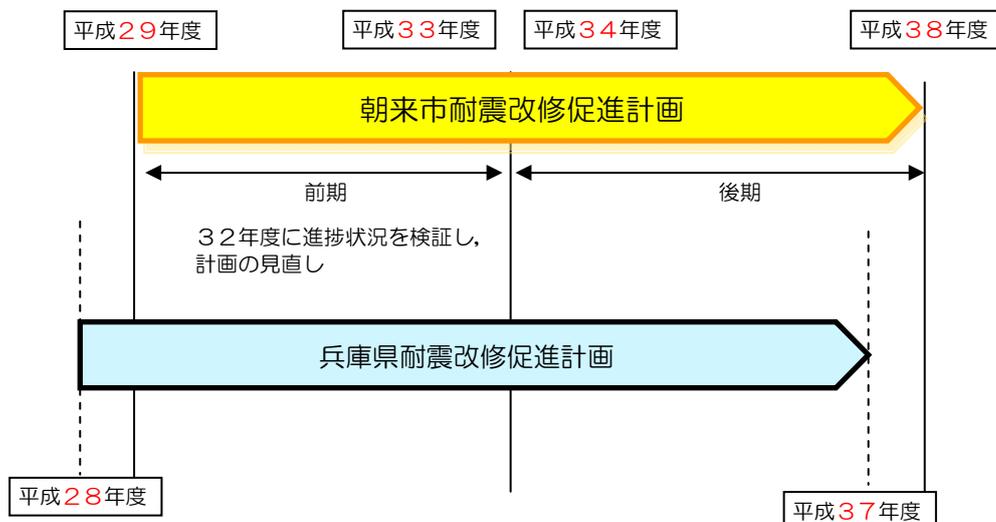
兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月）

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標をつぎのとおりとする。

- ・住宅の耐震化率を現況の85%から平成37年度までに97%にする。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率を現況の86%から平成37年度までに97%にする。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とする。
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、計画期間の5年目にあたる平成33年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 朝来市で今後発生が想定される地震の規模と被害の状況

朝来市地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、市内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の地震を想定している。

1 直下型地震による被害

日本の内陸部に被害をもたらした過去の地震は、いずれも内陸部の直下型地震である。朝来市においても将来甚大な被害をもたらす地震が発生するとすれば、震源を市域ないし近傍におく直下型地震である可能性が高い。兵庫県が検討した内陸直下型地震の中から、震源が朝来市に近い地震は次のとおりである。

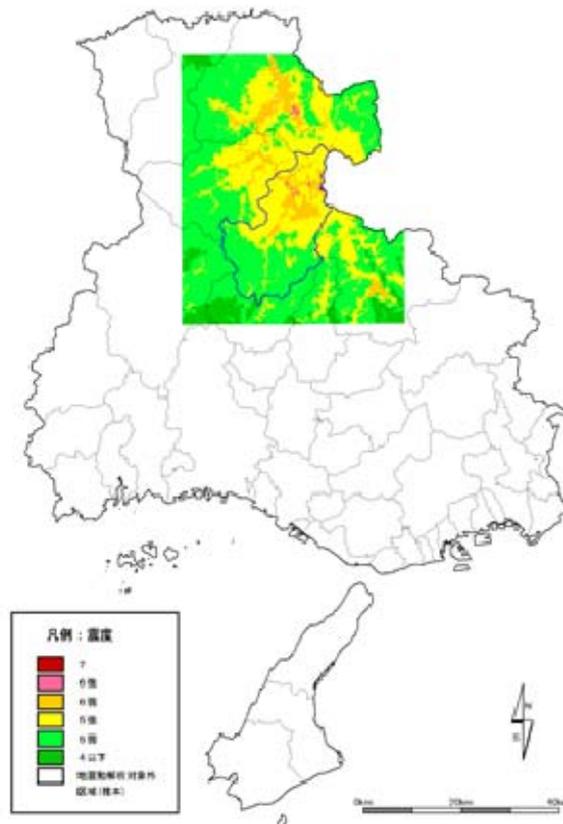
(1) 想定地震

①地震断層

県内どこでも起こりうるM7未満の断層（伏在断層）地震（M6.9直下地震）を想定したものである。

②震度分布

朝来市での直下型地震で予想される震度は、平野部など未固結地盤区域や和田山地域で震度5強と見込まれ、和田山・山東・朝来地域などでは場所により最大震度6強も予想される。



(2) 朝来市での直下型地震による被害の概要

朝来市での直下型地震で予想される被害は、建物全半壊棟数が 3,385 棟、炎上による建物の焼失は 3 件、死者は 24 名、負傷者は 167 名、避難者は 2,364 名である。

負傷者が多い代表的な時間帯として冬期夕方 18 時の状況をまとめると下表のとおりである。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度 6 強	3,385 [12%]	内液状化による全壊棟数 40 [1%]	3	24	167	2,364

[被害評価のベースとなる人口は平成 17 年度国勢調査にもとづく。]

2 山崎断層帯地震による被害

(1) 想定地震

①地震断層

山崎断層帯地震は、山崎断層帯の活動を想定したものである。山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968 年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。

山崎断層帯の活動度は B 級（平均変位速度 0.1～1 mm/年）で、兵庫県が実施した調査結果では、山崎断層帯の最新の活動時期は播磨国地震(868 年)であったと考えられること、活動周期は千数百年から二千数百年であること等が明らかとなっている。

また、今後 30 年以内の発生確率が 0.03～5%と高くなっている。

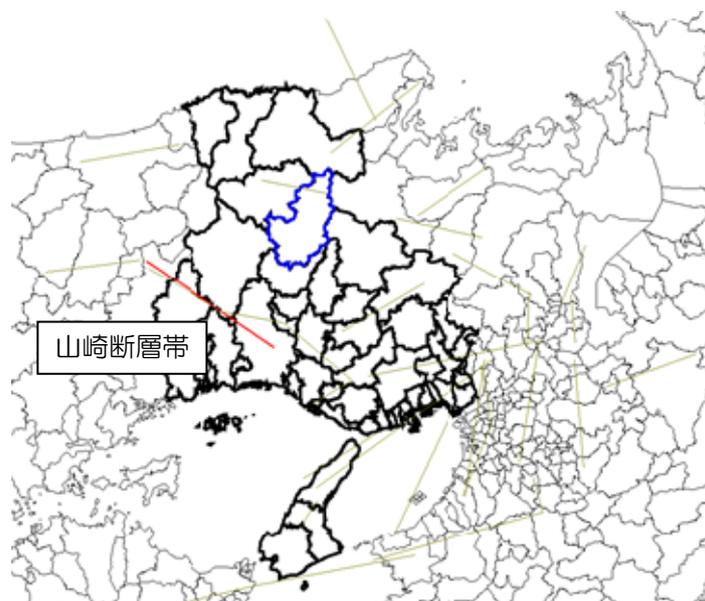
想定地震の概要は次のとおりである。

■想定条件

断層名	震央		マグニチュード ^o	長さ (km)	幅 (km)	深さ (km)	走向※1 (度)	傾斜 (度)
	緯度(度)	経度(度)						
大原・土方断層	34° 47'	135° 0'	8.0	30	18	2	N300E	90
安富断層				20	18	2	N280E	90
琵琶甲・三木断層				30	18	2	N310E	90

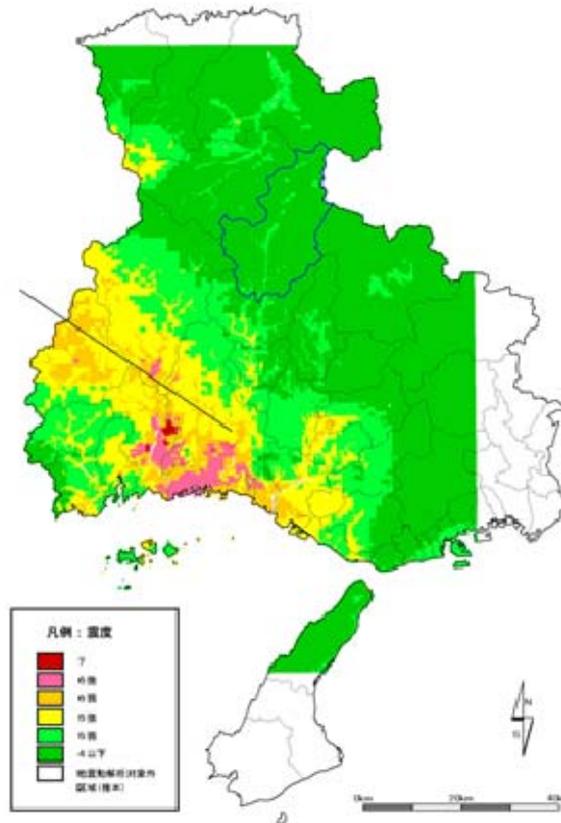
(出典：兵庫県 HP)

※1 走向は平均的な走向



②震度分布

山崎断層帯地震で予想される震度は、全市最大で震度5弱である。地域的には平野・低地部は全域的に震度5弱、山地部では全域的に震度4以下である。



(2) 山崎断層帯地震による被害の概要

山崎断層帯地震で予想される被害は、朝来市での被害はほとんどないものと予想され、時間帯、季節に関係なく被害は少ない。これは震源が遠く、震度が比較的小さいためであると考えられる。

負傷者が多い代表的な時間帯として冬期夕方 18 時頃の状況をまとめると下表のとおりである。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度5弱	0 [0%]	内液状化による全壊棟数 0 [0%]	0	0	0	0

[被害評価のベースとなる人口は平成 17 年度国勢調査にもとづく。]

3 養父断層帯地震による被害

(1) 想定地震

①地震断層

養父断層帯地震は、養父市から朝来市にかけて円山川沿いに東西に走る養父断層の活動を想定したものである。養父断層は、今後 30 年以内の地震発生確率は 0.45%であり、活動した場合は、朝来市に最も大きな被害を及ぼすと想定されている。

養父断層は、朝来市和田山町付近から養父市別宮付近に位置すると推定されているため、和田山地域などでは断層活動の影響を直接受ける。

想定地震の概要は次のとおりである。

震源位置		マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	深さ (km)	走向※1 (度)	傾斜 (度)
緯度(度)	経度(度)						
-	-	7.0	22	18	1	N101E	90

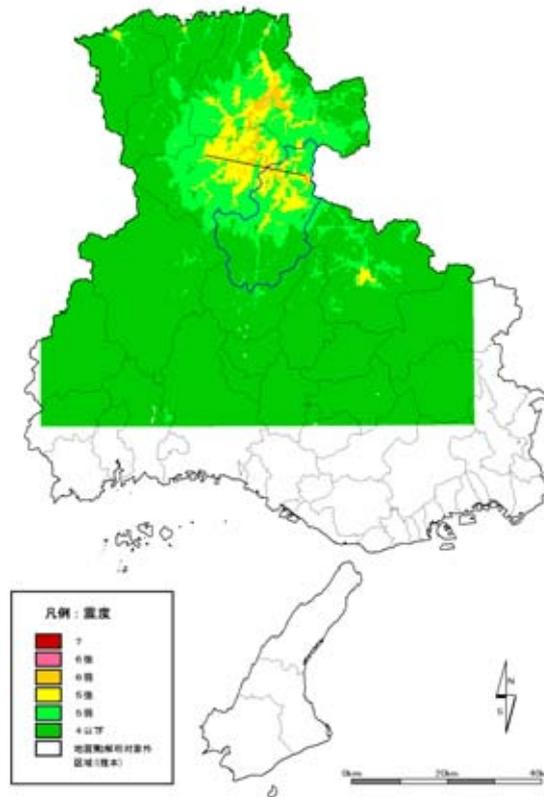
(出典：兵庫県 HP)

※1 走向は平均的な走向



② 震度分布

推定震度は朝来市のほぼ全域が 5 弱以上であり、震度 4 以下であるのは断層から最も離れた生野地域南部だけである。平野、谷底部など未固結地盤区域は全市で震度 6 弱以上である。



(2) 養父断層帯地震による被害の概要

養父断層帯地震による死者、負傷者が最も多くなる冬季早朝5時頃の状況は下表のとおりである。死者、負傷者の季節的な違いはないが時間帯で異なる。炎上出火数は季節、時間帯で異なる。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度6弱	509 [2%]	内液状化による全壊棟数 21 [4%]	1	1	29	314

[被害評価のベースとなる人口は平成17年度国勢調査にもとづく。]

被害は和田山・山東地域に集中し、生野地域では人的被害、建物被害は少ない。これは、和田山・山東地域が震源直近に位置すること、平野が広く未固結地盤の分布が広いことなどが影響しているものと考えられる。

死者数は早朝5時と18時に最も多く(1名)、12時に最も少ない(0名)である。負傷者は早朝5時が最も多く(29名)、12時が最も少ない(10名)。炎上出火数は時間帯による違いはない。

■時間帯による死者、負傷者数(全市合計)

時間帯\季節	死者	負傷者
5時	1	29
12時	0	10
18時	1	21

(養父断層帯地震)

(養父断層帯地震)

山地部の土石流危険渓流区域では地盤の緩みによって、地震後の降雨で土石流や急傾斜地崩壊が誘発される懸念がある。

4 東南海南海地震による被害

(1) 想定地震

①地震断層

東南海南海地震は、今後 30 年以内の発生確率が 60～70%と極めて高く、十分な警戒が必要である。

想定地震の概要は次のとおりである。

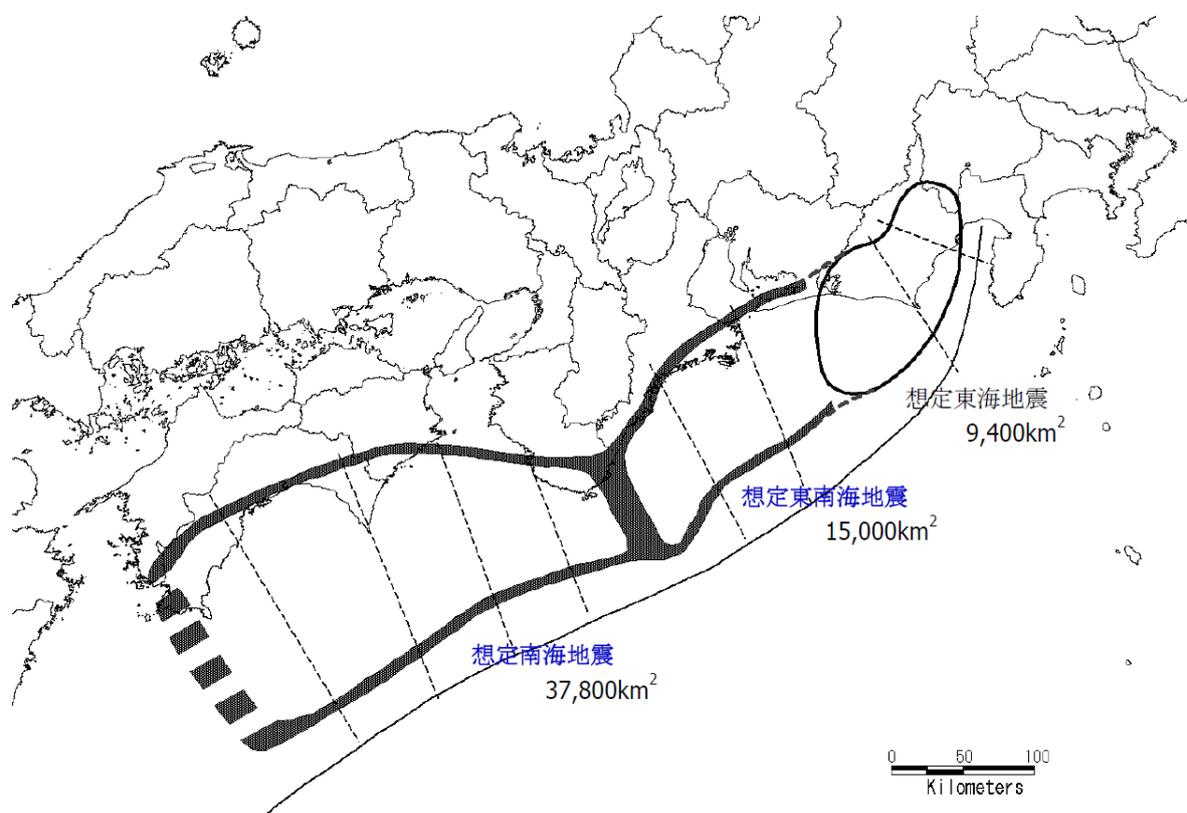
■想定条件

震源位置		マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	深さ (km)	走向※ 2(度)	傾斜 (度)
緯度 (度)	経度 (度)						
-	-	8.5	-	-	-	-	-

(出典：兵庫県 HP)

※1 想定に関係ない欄は-を記入している

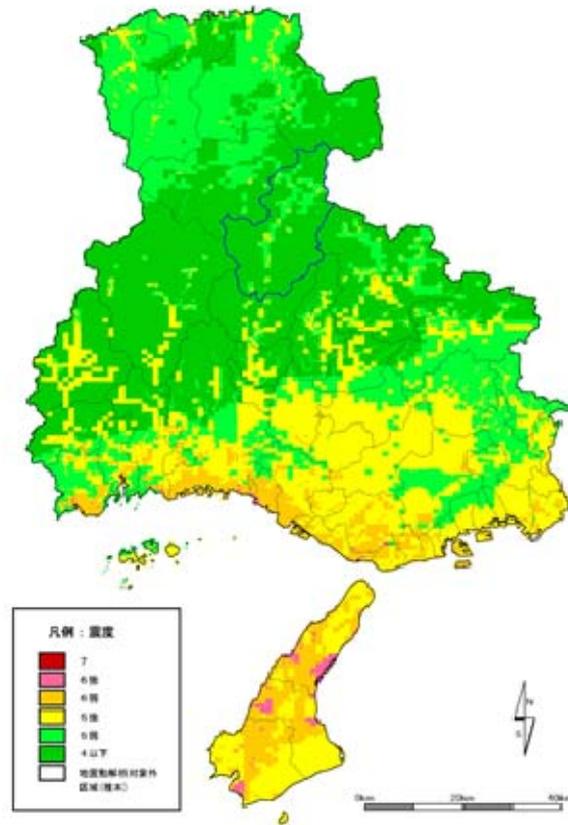
※2 走向は平均的な走向



(出典：中央防災会議)

②震度分布

東南海南海地震で予想される震度は全市最大で震度 5 強である。地域的には平野・低地部は全域的に震度 5 弱、山地部では全域的に震度 4 と予想される。



(2) 東南海南海地震による被害の概要

東南海南海地震で予想される被害は、建物全半壊棟数が 39 棟、炎上による建物の焼失は 1 件、死者は 1 名、負傷者は 0 名、避難者は 7 名である。負傷者が多い代表的な時間帯として冬期夕方 18 時の状況をまとめると下表のとおりである。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度 5 強	39 [2%]	内液状化による全壊棟数 31 [78%]	1	1	0	7

[被害評価のベースとなる人口は平成 17 年度国勢調査にもとづく。]

【参考】

兵庫県地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の5つの地震を想定し、想定される被害量を示している。

想定地震	想定震源地	想定規模
山 崎 断 層 帯 地 震	山崎断層帯 (大原・土方・安富・主部南東部)	M8.0
上 町 断 層 帯 地 震	上 町 断 層 帯	M7.5
中 央 構 造 線 断 層 帯 地 震	中央構造線断層帯 (紀淡海峡-鳴門海峡)	M7.7
養 父 断 層 帯 地 震	養 父 断 層 帯	M7.0
南 海 ト ラ フ 巨 大 地 震	南 海 ト ラ フ	M9.1

兵庫県地域防災計画より

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

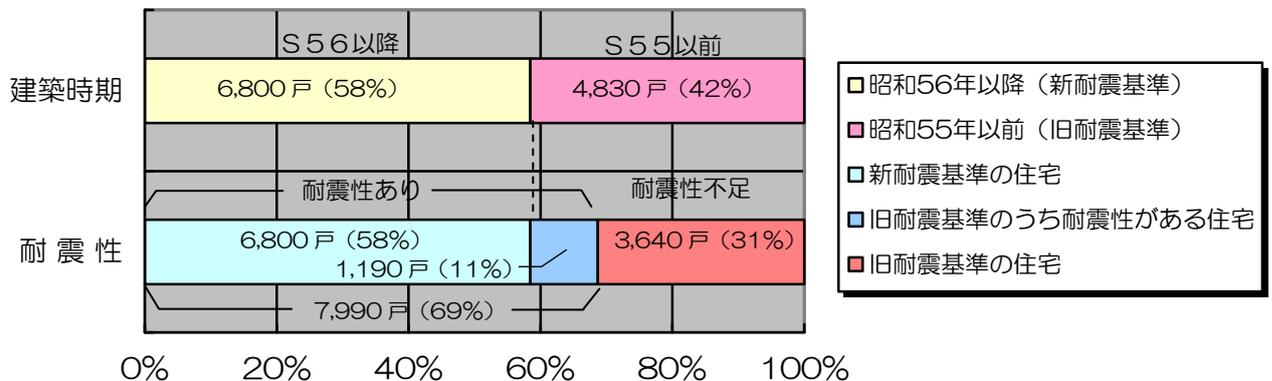
(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況（H25年時点）

現状での住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は以下のとおりである。

- ア 住宅総数 約11,630戸
- イ 耐震性の無い住宅 約3,640戸
- ウ 現況耐震化率 約69%

（住宅・土地統計調査結果(H25)より推計）（兵庫県建築指導課推計 DATA）



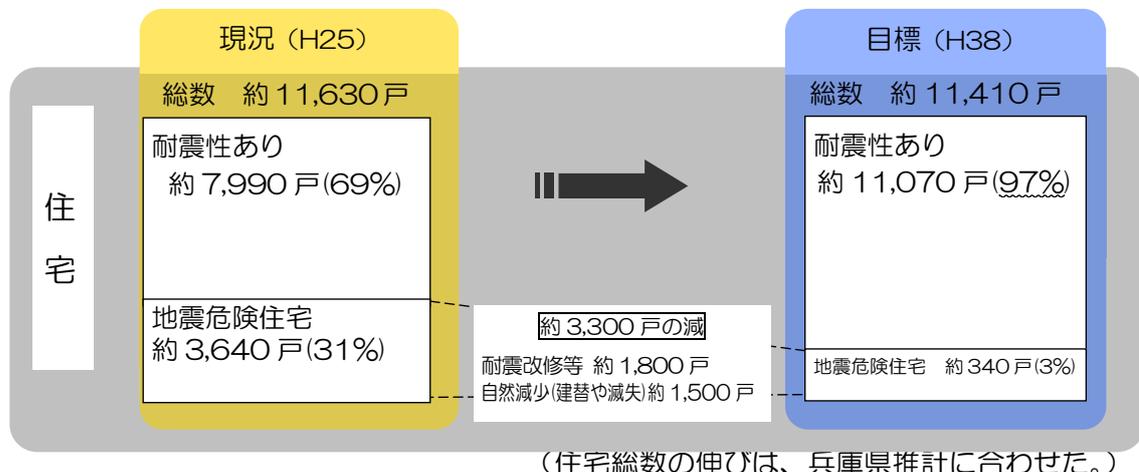
② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

③ 住宅耐震化の目標

兵庫県耐震改修促進計画の目標を踏まえ以下のとおり目標を設定する。

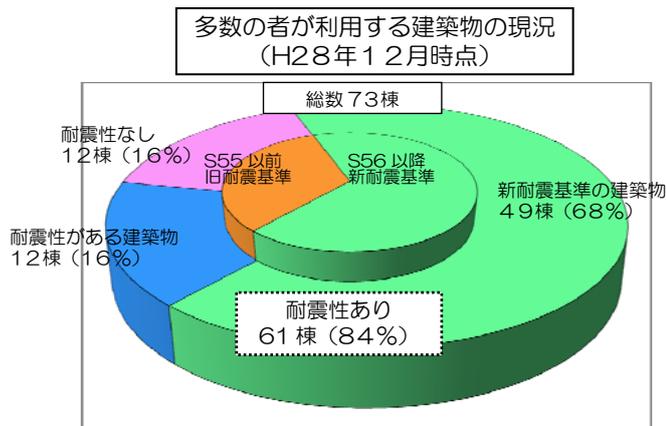
目標：住宅の現況耐震化率約69%を、平成38年度に97%とする



(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況 (H28年度時点)

- ア 建築物総数 73棟
- イ 耐震性がない建築物数 12棟
- ウ 現況耐震化率 約84%
(市独自集計)

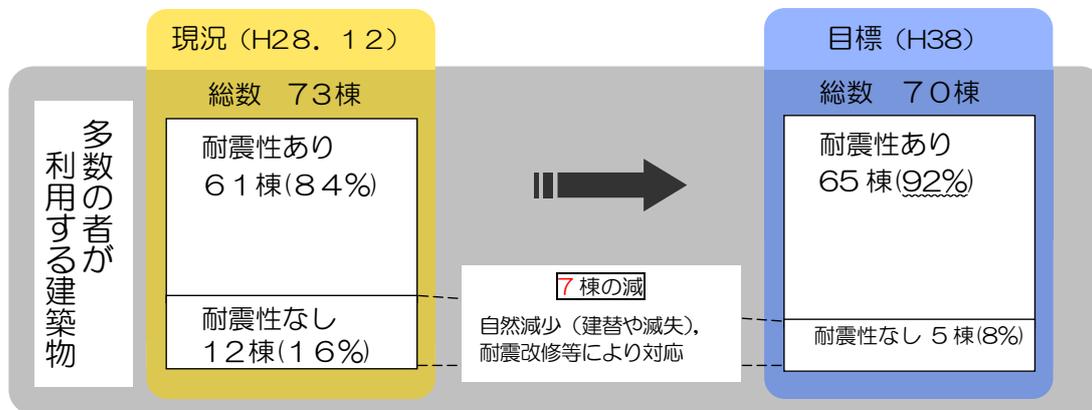


② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。
特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。

③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

目標：多数の者が利用する建築物の現況耐震化率84%を、平成38年度に92%以上とする



多数の者が利用する建築物

法第6条第1項第1号に定める用途で、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物
(建築物用途の例)

- ・学校、体育館、病院
- ・劇場、観覧場、展示場、百貨店、映画館、ホテル
- ・事務所
- ・賃貸住宅(共同住宅に限る)、老人ホーム
- ・店舗、飲食店
- ・工場、車両の停車場、自動車車庫
- ・郵便局、保健所、税務署

国の基本方針による

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和56年6月1日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和56年5月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠である。

市としては、兵庫県耐震改修促進計画に掲げる「草の根意識啓発活動」として、広報誌への折込み広告や、各地区への出前講座の開催を行い、所有者等への意識啓発を実施する。

また、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

市は兵庫県と連携し、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、既存住宅の耐震化改修として、「耐震改修計画策定費」や「耐震改修工事費」の補助メニューを実施する。

また、耐震性能が不足している既存住宅を取り壊し、現地建替え（新築）を行う「建替工事費」への補助も併せて実施し、既存民間住宅の耐震化を促進する。

③ 住宅耐震改修支援事業

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子補給を実施している。このことについて、市民に周知する。

要件 ア：昭和56年5月以前に建築された住宅であること

イ：ひょうご住まいの耐震化促進事業の改修工事費補助を受けていること。

ウ：住宅改修の適正化に関する条例による登録を受けた事業者が実施する工事であること。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

① 耐震診断員の養成・活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進する。

【参考】簡易耐震診断講習会概要

主催：公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属するもの
建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するもの

計画：約600名（約400名養成済み）

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、都市開発課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、市補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度

県では、市民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を実施している。この制度の周知を図る。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進する。

(5) 優先的に耐震化を推進すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化を推進すべき建築物とする。

① 市の災害応急対策の推進に不可欠な施設（本庁舎・各支所等）、避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設等

- ② 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】
(兵庫県耐震改修促進計画)

- 兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（国道2号ほか219路線）

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

県の耐震改修促進計画では、県の地域防災計画で指定する緊急輸送路を、地震時に通行を確保すべき道路として位置づけている。市内の道路は以下のとおりである。

- ① 国道
9号、312号、427号、429号
- ② 県道
物部藪崎線、十二所澤線

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築部局において相談窓口を解説する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自治会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

6. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導を行う。